

津市公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認を受けて積み立てる積立金に関する取扱要綱

平成28年3月31日訓第45号

(趣旨)

第1条 この要綱は、津市公共施設整備基金条例（平成22年津市条例第1号）第7条の規定に基づき、津市公共施設整備基金（以下「基金」という。）のうち、本市が国から公立学校施設整備のため交付を受けた補助金等（以下「公立学校施設整備費補助金等」という。）に係る財産処分において、基金に積み立てることを条件に国庫納付金の納付を免除されたことにより積み立てる積立金（以下「積立金」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(積立て)

第2条 積立金は、津市立学校（以下「学校」という。）の施設整備に要する経費に充てるために基金に積み立てるものとし、その積み立てる額は、公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分において、国から学校の施設整備に要する経費に積み立て運用することを条件に国庫納付を免除された補助金等相当額以上の額とする。

(取崩し)

第3条 積立金は、学校の施設整備に要する経費に充てる場合を除き、取り崩してはならない。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成28年4月1日から施行する。